

## 美浜発電所1、2号機 廃止措置計画認可申請の補正書の概要

### ①廃止措置計画認可申請書の補正内容について(以下、主なものを記載)

#### (1) 3号機に影響を及ぼさないよう廃止措置を実施する旨の記述の追加

審査の中でいただいたご指摘を踏まえ、廃止措置の実施に当たっては、3号炉の運転に必要な施設(可搬型重大事故対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。)の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事を実施することを追記した。

なお、3号機の防潮堤の設置等に伴い、2号機タービン建屋の一部については、3号機の再稼動までに撤去することを追記した。

#### (2) 使用済燃料ピット水全喪失時の燃料の健全性等の評価に係る添付資料の追加

使用済燃料ピット水が全て喪失した場合においても、燃料の健全性等に影響を与えないことを評価していたが、その評価内容を添付資料として追加した。

#### (3) 維持管理対象設備※に対する維持台数の追記及び第2段階以降の維持期間の明確化

維持管理対象設備について、維持管理に必要な機能・性能を明確化し、維持台数(必要台数)を追記するとともに、廃止措置計画の第2段階以降の維持期間について明確化した。

※廃止措置の進捗に応じて、例えば使用済燃料ピットの冷却や管理区域内の換気空調系など、必要な性能を維持する設備。

### ②原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正内容について

平成28年8月31日に原子力規制委員会へ提出した廃止措置に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請書について、美浜発電所1、2号機の廃止措置計画認可申請の補正とあわせて、3号機に影響を及ぼさないよう廃止措置を実施する等、必要な事項を追加するとともに、記載の適正化を図った。